

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年9月4日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800060 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800024 号

## 第 1 結論

昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 22 年 8 月までの請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 22 年 8 月まで

私が A 社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことについて、これまでも総務省年金記録確認第三者委員会及び九州厚生局に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

A 社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったとの説明を受けたが、厚生年金保険に加入しないような事業所ではないので納得できない。

また、A 社を管轄する B 社会保険事務所 (当時) は、昭和 \* 年 \* 月 \* 日に火災に遭っていることから、消失した資料に私の記録が含まれている可能性があると思うので、再度調査のうえ、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

前回、請求者は、平成 28 年 1 月 12 日付けで、請求期間に係る訂正請求を行っているところ、① A 社が厚生年金保険法に定められる適用事業所の要件を満たしていたか不明であること、② 適用事業所名簿によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、③ A 社に係る閉鎖登記簿謄本により確認できる役員及び請求者が氏名を挙げた複数の同僚の全てについて、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該同僚の中には同社は社会保険がなかった旨陳述している者もいることなどから、既に平成 28 年 3 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、A 社は、厚生年金保険に加入しないような事業所ではない上、B 社会保険事務所は火災に遭い資料を消失したと聞いたので、厚生年金保険の記録が確認できないことに納得できない旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、請求期間に係る請求者の A 社における勤務実態及び請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出があったことを裏付ける事情は見当たらず、当該主張をもって当初の決定を変更すべき事情とは認めることができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800070 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800025 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 17 年 12 月 1 日、喪失年月日を平成 18 年 1 月 7 日に訂正し、平成 17 年 12 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 7 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 7 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 10 日まで

請求期間については、A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。当時の給与支払明細書もあるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した給与支払明細書及び A 社の回答により、請求者が平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 6 日（1 月 4 日から続けて出勤していた場合）までの期間において同社に勤務し、平成 17 年 12 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 17 年 12 月 1 日、喪失年月日を平成 18 年 1 月 7 日に訂正し、平成 17 年 12 月の標準報酬月額については、請求者が提出した給与支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 7 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 7 日までの期間において、A 社に係るオンライン記録によると、健

康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 1 月 7 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 18 年 1 月 7 日から同年同月 10 日までの期間について、A 社は、請求期間当時のタイムカード等の資料の保管はないものの、平成 18 年の年始休日は 1 月 1 日から同月 3 日までであり、請求者はその後 3 日間勤務した後退職したものと考えられる旨回答しており、請求者が提出した給与支払明細書においても、3 日間分の給与が支給されていることが推認できる。

このほか、請求期間のうち平成 18 年 1 月 7 日から同年同月 10 日までの期間における請求者の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、平成 18 年 1 月 7 日から同年同月 10 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。